

令和4年度  
松戸市基幹型地域包括支援センター  
実施報告

令和5年7月27日（木）

令和5年度 第2回 松戸市介護保険運営協議会資料

地域包括ケア推進課

高齢者支援課

# 目 次

基幹型地域包括支援センターについて .....	2
1 基幹型地域包括支援センター設置の目的 .....	2
2 基幹型包括の位置づけ .....	2
3 基幹型包括の体制 .....	2
令和4年度基幹型地域包括支援センターの取組 .....	3
1 業務共通事項の実施方針 .....	3
(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大下における業務の取り組み .....	3
(2) 事業運営体制の充実 .....	3
(3) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施 .....	5
(4) 地域包括支援センター職員の確保・育成 .....	5
(5) 個人情報保護の徹底 .....	6
(6) 利用者満足の上昇 .....	6
(7) 公正・中立性の確保 .....	7
2 個別業務の実施方針 .....	7
(1) 総合相談支援業務 .....	7
(2) 権利擁護業務 .....	9
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 .....	11
(4) 地域ケア会議関係業務 .....	11
(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務 .....	12
(6) 在宅医療・介護連携推進業務 .....	12
(7) 認知症総合支援業務 .....	13
(8) 生活支援体制整備事業 .....	16
(9) 松戸市指定事業 .....	17

# 基幹型地域包括支援センターについて

## 1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

関係機関の連携・調整と地域包括ケアシステム構築を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）とともに、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行うための基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹型包括」という。）を設置する。

## 2 基幹型包括の位置づけ

(1) 基幹型包括は、直接の担当圏域を持たず、地域包括の統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。

(2) 基幹型包括は、市直営の機関として市役所本庁内に設置し、地域包括の業務が、市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。



## 3 基幹型包括の体制

基幹型包括は、松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課内に設置している。

令和4年度は、フレイル事業を健康推進課へ移管するとともに、地域支援班を地域支援担当室へと再編。地域包括ケア推進課とともに1課1担当室体制を取った。主任介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士等の専門職及び事務職の計36人（会計年度任用職員含む）を配置し、基幹型包括として地域包括の業務の後方支援及び総合調整を行った。

## 令和4年度基幹型地域包括支援センターの取組

以下、令和4年度の基幹型包括の運営方針ごとに、その取組を記載する。

### 1 業務共通事項の実施方針

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大下における業務の取り組み

- ① 地域包括が感染症対策やオンラインの活用等の新しい生活様式を踏まえ、業務を実施及び継続できるよう支援を行う。

<取組>

基幹型包括が地域包括を対象に開催する会議等について、感染対策及び参加しやすさの観点から、可能な限りオンライン又はオンラインと会場出席を併用するハイブリッド形式で行った。また、地域包括が主催した市民向け高齢者虐待防止市民向け講演会において、ハイブリッド形式での開催が円滑に進むよう、タブレット等のデバイスやアカウントを提供したり、開催に向けた打ち合わせに基幹型包括職員が参加し助言を行うことにより、地域包括のノウハウの蓄積に寄与した。

加えて、昨年に続き地域包括事業評価の項目である「社会資源の運営支援を目的とした会議への出席回数」や「認知症サポーター養成講座・介護予防教室・認知症予防教室・介護者のつどいの開催回数」において、オンラインによる出席や開催を評価対象とし、地域包括がオンラインの活用を推進する体制を整えた。

#### (2) 事業運営体制の充実

- ① 地域包括支援センター長会議において地域包括の運営方針を明示するとともに、日常業務を通じて、地域包括の業務実施の方向性を共有する。また、各地域包括の事業計画策定に際して基幹型包括が支援・助言等を行うことにより、市と地域包括の運営方針の共有及び連携の強化を図る。

<取組>

地域包括における業務の実施方針を4月のセンター長会議で明示した。併せて、基幹型包括職員は、各地域包括と令和3年度の事業評価をもとに、前年度の目標達成状況を確認し、課題を整理した。その結果を踏まえ、令和4年度の事業計画について協議した。これらの過程を通じて、基幹型包括と地域包括の運営方針の共有及び連携強化を図った。

- ② 地域包括の自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、介護保険運営協議会を通じて、行政による点検・評価の結果を決定する。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表する。

<取組>

基幹型包括は、地域包括から提出された自己評価に基づき、事業の実施状況及び事例対応方法について判定会議を実施し、行政評価を行った。結果を第3回松戸市介護保険運営協議会にて報告し、決定した内容を市ホームページに掲載した。

- ③ 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して、地域包括ごとの強みや課題等を把握、分析し、具体性の高い意見交換を行い、各地域包括の機能強化を図る。

<取組>

第3回松戸市介護保険運営協議会にて決定した評価について、基幹型包括が各地域包括と面談を

行い、結果の共有を行うとともに令和3年度の振り返りと令和4年度の取組みについて協議を行った。また、地域包括の取り組みや事例対応等の好事例をまとめた冊子を作成し、優れた取組や対応方法について共有を図った。

- ④ 地域包括間の交流の強化等を支援し、地域包括間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

<取組>

センター長会議を毎月1回・年間12回、基幹型包括が主催し、単に情報共有の場とするだけでなく、地域包括からの意見を募り、議論を行う場となるよう努めた。

また、令和3年度に地域包括間での情報共有や活動の見学の希望があったことから、令和4年度は虐待個別事例検討会や地域ケア会議等について、地域包括同士で見学する機会を設けた。他の地域包括や圏域の会議を見学することによって、運営方法の見直し等、効果的・効率的な会議への取組につながった。

- ⑤ 市の広報媒体の活用や関係団体等との連携に基づき、地域包括のPRを推進する。

<取組>

市ホームページに地域包括の所在地や取扱業務等についての情報を掲載する他、月2回（1日・15日）発行の「広報まつど」において、各地域包括が行っている体操教室や認知症予防教室といった活動を掲載し、地域包括及び地域包括が行う活動についての周知に努めた。

- ⑥ 土日、夜間等における連絡体制を整備する。

<取組>

基幹型包括は、土日祝を含め緊急時の連絡体制を整えている。令和4年度に休日対応した事例として、徘徊高齢者の保護に関するものの他、新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する対応や内服の可否等について問い合わせがあった。

○土日、休日の対応件数 7件（前年度13件）

- ⑦ 地域包括がICTを活用した業務を推進するための支援を行うとともに、基幹型包括においてもICTを活用した業務を実施する。

<取組>

地域包括と共通のICTシステムを利用することで、双方向の情報連携をスムーズに行うことができた。また、基幹型包括において、情報セキュリティ対策についての職場内研修を行い、職員の意識向上に努めた。

- ⑧ 地域包括が事業評価重点項目を達成するための支援を行う。

<取組>

令和3年度事業評価の結果を基に、基幹型包括職員が地域包括と面談を行い、令和4年度事業評価に向け重点項目を達成するために必要な取組について協議を行った。

### (3) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括に対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

<取組>

松戸市介護保険運営協議会で活用した地域包括の運営状況の資料や、地区別人口一覧等のデータを提供した。

併せて、市の事業として実施している高齢者虐待に関するデータについて分析し、結果等の提供を行った。

### (4) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ① 地域包括職員の資質向上に向けた合同研修会を計画的に開催し、外部研修等についても参加支援を行う。

<取組>

下記のとおり合同連絡会（包括合同研修会）及び、地域包括新人職員向け研修会を計画し実施した。また、県・協議会等主催の研修を案内し、参加調整等を行った。

#### ○合同連絡会（包括合同研修会）

開催日時 令和4年8月25日（木）

開催内容 「なぜ支援者は拒まれるのか」をテーマに、以下について学ぶ

①拒否の理由となる疾患特性

② 行動変容が困難な人に関わる際の心理的なポイント

③ 上記事例における緊急性、深刻度、介入困難性を判断するポイント

研修講師 あおぞら診療所 北田 志郎 先生

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員、松戸市在宅医療・介護連携支援センター職員

参加人数 57人

#### ○地域包括支援センター新人職員向け研修会

開催日時 令和4年6月22日（水）、6月28日（火）

開催内容 地域包括ケア推進課（基幹型包括）・関係課の役割、業務内容等の説明等

研修講師 地域包括ケア推進課職員、松戸市在宅医療・介護連携支援センター職員

研修対象 勤務経験年数が1年未満の地域包括職員

参加人数 12人

- ② 地域包括職員の育成の観点から、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師といった職種別に開かれる専門部会への支援の強化を図るとともに、地域包括の事業評価を活用した実践的な学びの場の提供等を行う。

<取組>

・社会福祉士部会

高齢者の権利擁護に関わる支援について、課題を共有するとともに、改善に向けたテーマ設定を行い、意見交換ができるよう調整を行った。併せて、事例検討を通して、支援が困難な事例に対するアプローチ方法や活用できる資源等の情報共有を行った。

・保健師・看護師部会

部会で感染対策の研修会を開催した際に、市内医療機関において感染対策を担当する看護師に講師を依頼したほか、個別ケースの事例検討の開催について調整を行うなどの支援を行った。

・主任介護支援専門員部会

介護支援専門員を取り巻く環境を共有し、介護支援専門員への支援体制構築を目的として、介護支援専門員協議会や障害福祉分野との連携、スーパービジョンについて研修を行うにあたり、関係機関との調整を行った。

③ 地域包括の求めに応じて、市の広報媒体の活用等を通じて、地域包括職員の募集を支援する。

<取組>

地域包括からの依頼のもと、職員募集情報を市ホームページ及び広報まつどに掲載した。

(5) 個人情報保護の徹底

① 市の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型包括及び地域包括における個人情報保護の徹底を図る。

<取組>

地域包括の委託契約書において個人情報取扱特記事項を定め、取扱いの指針を示した。

併せて、基幹型包括から地域包括に配布する「地域包括支援センターマニュアル」の中で、個人情報を保管する場合の方法及び取扱いについて、紙面の場合は鍵付き金庫で保管すること、データの場合はパスワード機能を活用した上でパソコンにチェーン等を取り付ける盗難被害防止を行うことなどの具体的な内容を示した。

また、法的根拠をもって対応できるよう、弁護士を講師に招いた法務研修の中で個人情報取り扱いに関する内容を盛り込んだ。

(6) 利用者満足の上

① 相談者に対し、本市の「職員接遇向上基本マニュアル」に沿った適切な対応を行うほか、接遇研修への参加やOJTを通して、基幹型包括職員の接遇対応の向上を図る。また、相談者に対し、相談内容に応じた適切な案内を行う。

<取組>

「職員接遇向上基本マニュアル」をもとに職場内研修を行い、基幹型包括職員の接遇対応力の向上を図った。また、総合相談の窓口として、相談者の主訴を丁寧に紐解き、適切な支援や窓口に案内できるよう努めた。

② 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括から苦情について報告や協議を受ける機会を設ける。

<取組>

苦情対応の実施方針を仕様書に示した。また、苦情対応フローに、地域包括は苦情受理後速やかに基幹型包括へ報告することと、苦情申立人、苦情対象者双方の状況を確認しながら対応することを示し、苦情対応状況を迅速に共有、協議できる体制を整えた。

基幹型包括で受理した苦情は0件、地域包括が受理した苦情は25件であり、そのうち地域包括に対する苦情は11件、その他は介護サービス事業所等への苦情であった。また、地域包括への苦情は、基幹型包括内で共有する時間を設け、内容に応じて全ての地域包括へ共有し、再発防止に努めた。

- ③ 地域包括が受けた対応困難な苦情について、苦情解決に向け、地域包括と協力しながら支援等を行う。

令和4年度に受理した苦情の中で、地域包括のみで今後の方針を定めることが難しいものについては、基幹型包括の担当職員も共に検討し、必要に応じ専門家に助言を仰ぐなどして解決に努めた。

## (7) 公正・中立性の確保

- ① 地域包括が、相談者へ介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行う時や、指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う時は、公正かつ中立性を確保した上で行うよう、基幹型包括による周知及び確認を行う。

<取組>

3月に開催した地域包括支援センターの運營業務委託管理者会議において、公正かつ中立性の確保について契約書を通じて確認した。

- ② 松戸市介護保険運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

<取組>

公正・中立性を確保する観点から報告が必要であると判断した事項について、下記のとおり松戸市介護保険運営協議会において報告・説明を行い、承認を受けた。

○令和4年7月28日開催

報告「令和3年度基幹型地域包括支援センター運営方針の実施報告について」

「令和3年度地域包括支援センター運営状況の報告について」

○令和4年10月20日開催

報告「令和3年度地域包括支援センター事業評価の結果と概要について」

議題「令和4年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」

報告「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」

○令和5年2月16日開催

議題「令和5年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」

議題「令和5年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」

報告「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」

## 2 個別業務の実施方針

### (1) 総合相談支援業務

- ① 市全域を対象にした断らない相談窓口（福祉まるごと相談窓口）と連携して、高齢者分野だけでなく、多分野にまたがる複雑化した相談や制度の狭間にある方の相談に対して、課題を紐解き、適切

な機関に繋がるまでの支援を実施する。また、地域共生社会の実現に向けた取り組みを強化するために、多分野における相談機関の連携を推進し、複合化した課題を抱える世帯への支援体制の充実を図る。

<取組>

地域包括に対する後方支援を通じ、相談内容に応じて庁内関係課及び支援機関に同行して適切な支援につなぐとともに、その後の支援経過を把握することで相談の中断を回避するよう努めた。

また、市の地域ケア会議において包括的相談支援体制をテーマとして取り上げ、多機関における連携体制の重要性を地域包括と共有した。

- ② 地域包括における相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、スキルアップを図るために基幹型包括内で事例検討会等を実施する。

<取組>

地域包括から毎月提出されるレビュー台帳を活用し、地域包括と基幹型包括の地区担当でレビュー会議を月1回実施。その中で支援事例の状況把握を行い、必要に応じて地域包括に詳細な情報を確認しながら、事例対応への助言や同行訪問等を通じ地域包括の後方支援を行った。

事例対応にあたっては、基幹型包括内でその都度検討を行い支援方針の共有を図るとともに、関係機関からの助言を得るなどの方法でスキルアップを図り、効果的な後方支援に努めた。

- ③ 地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルの整備や、基幹型包括と地域包括間の事例の報告についてより良い仕組みづくりを行うことで、相談支援の標準化及び質の向上を図る。

<取組>

地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルについて、より実務に即した内容になるよう改訂を行った。地域包括から毎月提出されるレビュー台帳に基づき、地域包括と基幹型包括職員がレビュー会議を月1回実施し、支援内容を共有するとともに、必要に応じて助言や同行訪問など後方支援を行う仕組みを整えた。

- ④ 地域包括が対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、対応が困難な事例など地域包括だけでは解決が難しい事例について、基幹型包括が解決に向けた直接的な支援を行う。

<取組>

地域包括だけでは解決が難しい事例については、基幹型包括内でその都度検討を行い、必要に応じて地域包括と同行訪問等を行い、解決に向けて直接的な支援を行った。

- ⑤ 医療・介護・福祉・司法等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築を図る。

<取組>

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として、福祉相談機関連絡会を4回開催した。そのなかで、重層的支援体制整備事業に定められた支援会議を3件行い、各機関からの意見を踏まえて支援方針を決定した。さらに、各機関の連絡先や職員体制、役割と機能等を示した資料をとりまとめ、配布することで、支援機関の連携強化に対する支援を行った。

## (2) 権利擁護業務

- ① 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、地域包括職員の成年後見制度理解促進を図るとともに、成年後見制度の活用を推進する。

### <取組>

成年後見制度等、高齢者の権利擁護に必要な法律知識について理解を促すため下記の研修を企画・実施した。

### ○法務研修の開催

開催日時 令和5年1月17日(火)

受講対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター

講師 ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏氏

開催内容 地域包括職員が業務の中で感じる法律、訴訟、金銭、成年後見制度などに関連した不安を解消し、より円滑に業務遂行できるようにする事を目的として開催した。

参加人数 40人

- ② 地域包括と連携しつつ、対応が困難な事例に対して、意思決定支援をしながら他に取るべき手段がない場合、法に沿って迅速な対応(やむを得ない事由による措置、成年後見制度の市長申し立て等)を行う。

### <取組>

虐待等の事由により市の権限行使が必要となった場合、地域包括ケア推進課・高齢者支援課の管理職を含めた会議を速やかに行い、権限行使の必要性を判断する体制を整えているが、令和4年度に関しては、該当するケースはなかった。

成年後見制度の市長申し立てについては、検討会を行う前に基幹型包括と地域包括で対象者に面会し、本人の状況確認を行い市長申立の妥当性を検討した。令和4年度、市長申立検討会への事例提出件数は41件であった。

- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワークの充実を図り、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できる仕組みを構築する。

### <取組>

高齢者虐待に関する対応のうち緊急度が高い事案については、基幹型包括が高齢者虐待防止ネットワーク内の専門家を交え協議を行い、支援方針の決定を行った。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を受理した場合は、基幹型包括で会議を開催し、訪問調査等を実施するとともに、必要時は千葉県との協議や協力要請を行った上で対応した。

市内の介護事業所等が、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑う事例に対して早期把握や迅速な対応ができるよう高齢者虐待防止マニュアル等の周知、虐待防止に関する研修内容のホームページ掲載、DVD貸し出し等を行い、事業の周知啓発およびスキルアップを図った。

緊急ヘルプネットワーク事業については、特別養護老人ホームの相談員向けに事業の説明と情報共有の場を設け、必要時、高齢者の保護が迅速に行えるよう連携強化を図った。

- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者分野・障害者分野・児童分野の担当課と連携を強化する。また、高齢者虐待防止について、広く市民に知ってもらうため、広報活動等の実施により周知を図る。

<取組>

子ども部門、障害部門との連携のもと、松戸市虐待防止条例に関する取り組みの周知啓発のため、啓発物品の積極的な活用や、パートナー講座にて2件の研修を実施するとともに、市民向け講演会を行った。特に、通報を「相談」という表現に変え、支援のきっかけとすることで通報・相談窓口の周知啓発や相談しやすい体制整備に努めた。また、児童・障害・高齢分野の支援者がそれぞれの活動や取組を把握し連携を深めるための研修会や、市役所職員の虐待防止の取り組みへの理解促進を目的とした研修会を実施し、支援者・職員のスキルアップを行った。

○市民向け講演会

開催日 令和5年2月22日(水)

内容 「弁護士から見る3虐待の連携について」

ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏氏

「子ども支援センターつなぐにおける活動内容、付添犬の取組」

特定認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ 弁護士 飛田 桂氏

参加人数 94人

- ⑤ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、関係機関との協力関係を構築する。

<取組>

地域包括が警察署や消費生活課、消費生活センター等と連携し、高齢者の消費者被害の早期発見・早期対応ができるよう、情報提供を行った。

また、消費者被害防止の啓発物品を地域包括に提供し、日々の相談業務等での活用を進めた。市民安全課が作成した振り込め詐欺防止のチラシについては、地域包括の窓口へ配架し、より多くの市民の目につくよう工夫した。

- ⑥ 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。

<取組>

基幹型包括が庁内関係課と密に情報共有等を行うことで、地域包括が養護者を支える際に多分野支援機関と連携を図りやすい環境を整えた。

また、若年層がアクセスしやすい SNS 等を活用し、虐待に関する知識や相談先の周知を行った。

周知啓発の際には、通報者保護の原則、通報ではなく「相談」という言葉を用いて相談のハードルを低くする、高齢者虐待防止法は、被虐待者、養護者双方を支援する法律でもあることを知って頂く工夫等もあわせて行った。

- ⑦ 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席、助言を行う。必要に応じて身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会へ出席、助言を行う。

<取組>

令和4年度の運営推進会議に基幹型包括の地区担当が書面会議含め46回出席した。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 地域包括による介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。

<取組>

テーマや開催日の重複等による参加者の分散や負担増を避けるため、事前に各地域包括が実施予定の研修会をとりまとめ、地域包括間で情報共有を行った。各地域包括の実施内容の検討に活用できるよう、テーマや内容も共有した。

- ② 介護支援専門員が地域包括に相談した事例のうち、対応が困難な事例であるために地域包括から基幹型包括に支援要請した事例について、基幹型包括職員による同行訪問やサービス担当者会議への出席など、解決に向けた直接的な支援を行う。

<取組>

基幹型包括の支援を要すると判断した事例については、介護支援専門員、地域包括、基幹型包括の各々の役割を明確にした上で、必要に応じて基幹型包括が同行訪問や担当者会議への出席等の支援を160回行った。

直接的な支援を要さない事例においても、基幹型包括の地区担当が必要に応じて地域包括に助言等を行うなどし、地域包括への後方支援を通して介護支援専門員の支援にあたった。

- ③ 重度の要介護者を在宅で支えるための介護サービスのマネジメントや医療との連携など、在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。

<取組>

介護支援専門員が医療・介護連携を円滑に進められるよう、地域包括とともに必要に応じて助言や同行訪問、担当者会議へ出席等の支援を行った。

### (4) 地域ケア会議関係業務

- ① 地域個別ケア会議（個別事例レベル）及び自立支援型個別ケア会議・地域包括ケア推進会議（日常生活圏域レベル）・松戸市地域ケア会議（市レベル）の三層構造の地域ケア会議の運営により、個別事例及び地域における諸課題を議論し、解決に向けて検討を行う。また、地域ケア会議での議論において、関係団体・関係機関・行政の出席により、幅広く意見を募り、連携を図る。

<取組>

基幹型包括は、地域包括の行う各ケア会議の事前事後に打合せを行い、会議の運営を通じて個別事例への対応や、そこから見えてきた地域の課題解決に向けた会議が出来るよう助言を行った。

- ② 地域個別ケア会議及び地域包括ケア推進会議の機能強化を図るため、三層構造の地域ケア会議の連携強化や会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を行う。

<取組>

令和4年度は会議運営のノウハウの共有、推進会議の機能強化を図る目的で、他の地域包括の会議運営の見学等を実施し、会場設営や会議内容、テーマに則した参加者の選定、議論の展開方法等について共有するための支援を行った。

- ③ 地域課題の解決に向けて議論を深めるため、地域包括ケア推進会議において、幅広い関係者と課題を共有及び連携できるよう、支援する。

<取組>

市ケア会議で提唱された推奨テーマについてセンター長会議等で説明を行い、個別ケア会議、地域包括ケア推進会議、市ケア会議のそれぞれが連動した循環型の会議が行われるよう地域包括への意識付けを行った。また、効果的な地域ケア会議の運営を行う上で各地域包括が抱える課題を把握するためにアンケートを実施した。

- ④ 地域個別ケア会議及び自立支援型個別ケア会議において、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進めるとともに、地域包括と基幹型包括間で事前・事後協議を実施する。

<取組>

地域包括等との事前協議において、地域課題に応じた参加者の選定や当日の議事進行、課題に対する意見集約などについて基幹型包括の地区担当が助言を行った。参加者選定の際、庁内関係者等の参加が必要な場合は、基幹型包括職員から出席依頼を行うなどの支援を行った。

## (5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ① 地域包括が介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、自立支援に向けたケアマネジメントを実施できるよう、研修の実施等を通じて支援を行う。

<取組>

○令和4年度 介護予防ケアマネジメント研修会

開催日時 令和4年9月16日(金)

受講対象 地域包括職員・主任介護支援専門員・介護支援専門員

開催内容 介護予防ケアマネジメント～意欲づくりとやる気スイッチのポイント～

講師 ケアタウン総合研究所 代表 高室 成幸 氏

参加人数 104人

- ② 制度見直しの反映や活用可能性向上の観点から、介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実等を図る。

<取組>

介護予防ケアマネジメント実務マニュアルについて、法律や制度の改正、及び国より示されたガイドラインに沿って改訂を行った。地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布するとともに、松戸市ホームページに掲載し、マニュアルの活用を促した。

## (6) 在宅医療・介護連携推進業務

- ① 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター(以

下、「連携支援センター」という。)及び地域サポート医と、地域包括、基幹型包括との連携体制を強化する。

<取組>

基幹型包括及び地域包括から連携支援センターに個別支援に関する相談、アウトリーチの依頼を行っており、基幹型包括から連携支援センターへの連絡・相談回数は137回であった。

地域包括が連携支援センターにアウトリーチの依頼をする際には、基幹型包括の地区担当と事前に協議をしているほか、必要時には、連携支援センター、基幹型包括、地域包括が連携して同行訪問や担当者会議に参加をし、支援が困難な事例に対応している。

また、連携支援センターの定例会議に基幹型包括職員が毎月参加するとともに、連携支援センターの職員にはセンター長会議に出席を依頼し、地域の状況や地域包括の取り組み等を共有した。

- ② 医療関係者とのネットワーク構築の観点から、在宅医療・介護連携支援センターと緊密に連携しつつ、医療関係者と地域包括の合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援、研修会や会議等へ出席する。

<取組>

地域包括・基幹型包括と連携支援センターは個別ケア会議、地域包括ケア推進会議、自立支援型個別ケア会議など各種会議で連携を図っており、自立支援型個別ケア会議については、連携支援センターの管理栄養士、歯科衛生士にアドバイザーとして参加していただいている。

また、地域包括向け合同研修会について、連携支援センターの医師を講師に迎え実施したほか、連携支援センター主催の事例検討会に基幹型包括及び地域包括職員が参加するなど、連携強化及び対応力向上を図っている。

## (7) 認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応にあたって、事例選定や会議に関する事前・事後の打合せなど、地域包括への後方支援を行う。

<取組>

地域包括に設置した初期集中支援チームから事例選定や支援の進め方等について相談を受けたときに助言を行った。また事例集様式の見直しを行い簡素化する事で、事業の取り組み促進と事務負担軽減を目指した。あわせて事業マニュアルや事例集を作成するなどして、関係機関の情報共有とチームの質の均一化に努めた。

<支援実施件数>

令和4年度 36件（令和3年度からの継続事例を含む）

- ② 認知症施策の推進のため、医療・介護・行政等が参加する認知症研究会や地域ケア会議等を通じて、認知症コーディネーター等と連携し、後方支援を行う。また、オレンジ協力員の養成、活動機会の増大を通じて、チームオレンジの活動を推進する。

<取組>

実施機関の拡充を図るため、「まつど認知症プロジェクト」の実施希望機関の職員を対象に「認知症を予防できる街♡まつどプロジェクト研修会」のYouTube 配信を行い、同プロジェクトの効果や

実施方法について周知した。

本事業について市ホームページに掲載することで、プロジェクトを広く周知し、市民が利用できるよう図った。また、周知活動として本プロジェクトの広告が入ったマスクの配布を市民向けに行った。

本事業の実施件数は下記のとおり。

<令和4年度実績>

新規件数 15 機関 133 件 (令和3年度 15機関 166件)

1 年後モニタリング件数 9機関 54件

2 年後モニタリング件数 8機関 26件

3 年後モニタリング件数 7機関 20件

4 年後モニタリング件数 2機関 4件

<オレンジ協力員 取組>

オレンジ協力員のスキルアップを図るステップアップ研修では、実施主体の松戸市社会福祉協議会及び地域包括に対し、研修内容・講師選定・研修実施・実施方法の助言を行った。

また、コロナ禍においてオレンジ協力員の受け入れを中止していた機関が多く、オレンジ協力員の活躍の場が減少していることが課題であった。そのため、委託先である社会福祉協議会に受入機関に対してオレンジ協力員受入れ再開に関するアンケートと、新規受け入れに関する意向調査を実施するよう依頼した。結果、受け入れ再開を検討してくださる機関や、新規受け入れについて前向きに検討して下さるといった結果に繋がった。

<活動実績>

○オレンジ協力員登録者数：1,103人(新規登録者105名)

実活動者数：428人(活動率：39%)

○受入機関数：37事業所(3事業所増)

- ③ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、防災行政用無線やメール配信システムを活用した徘徊高齢者探索や高齢者の見守りシール等を活用した体制を整備する。また、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報を早期に把握し、早期支援・介入に繋げる。

<取組>

警察からの徘徊高齢者に関する情報提供書を通じて地域包括へフォローを依頼し、地域包括から報告されたフォロー内容を基に状況を把握し、必要時支援方法について地域包括と検討した。

また警察と連携し、行方不明高齢者について、防災行政用無線及び安全安心メールによる周知を行い、早期発見に努めた。

見守りシールについては、広報に掲載し周知に努めた。また警察からの徘徊高齢者対策の相談・依頼を受け、支給対象者に対し「反射シール」「反射シール案内チラシ」を当課から配布する一方、警察、関係各所での見守りシールの周知チラシの配布を依頼した。

<活動実績>

○防災行政用無線 18件(前年度43件)

- 高齢者の見守りシール（どこシル伝言板）の支給 119件（前年度 103件）
- 警察からの支援対象者情報提供書の提供件数 延べ453件（前年度 延べ518件）

- ④ 手助けが必要な高齢者を地域全体で見守る「あんしん一声運動」を推進する。また、認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する普及啓発活動を行う。

<取組>

オレンジ協力員のスキルアップを図るステップアップ研修に基幹型包括として介入し、チームオレンジの活動がより実践的になるように図った。

あんしん一声運動の一環として、オレンジ声かけ隊を対象に認知症当事者のインタビュー動画を視聴するオンライン研修を実施した。アンケートでは、当事者の具体的な話を聞いて良かったという意見を多く頂き、認知症や当事者、その家族への理解の促進、今後の積極的な活動に寄与する効果があったと考える。また一定期間オンライン配信することにより、時間や場所の制限が少なく、仕事をしている方や若年層の方にも参加していただくことができた。

<活動実績>

- オレンジ声かけ隊登録者数：4, 106人(144人増)
- 登録団体数：210か所(増減なし)

- ⑤ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等の取り組みを地域包括が推進できるよう、開催日程や開催場所を案内し、地域住民に広く周知する。

<取組>

認知症カフェの開催場所を示したマップを基幹型包括で作成し、市ホームページに掲載することで、市内全体23か所で開催されているカフェの周知を行った。

当事者の声を拾い上げる手法として本人ミーティングがあるが、先駆的に行っている地域包括の事例を他の地域包括に報告してもらう機会を作り、ノウハウ・効果の共有を図った。その後、各地域包括で出来る範囲での横展開が見られている。

- ⑥ 認知症施策が効果的に推進されるよう、地域包括の認知症地域支援推進員とともに医療・介護機関といった関係機関との連携や事業の普及啓発のための企画や活動を行う。また、その企画や活動に際し、会場準備や広報活動といった総合調整や後方支援を行う。

<取組>

- 認知症サポーター養成講座の推進

- ・子供向け認知症サポーター養成講座の推進

学校向けの講座についても注力し、校長会や放課後児童クラブ法人説明会で受講勧奨を行った。

- 世界アルツハイマーデー・アルツハイマー月間

市役所連絡通路にて、認知症に関するパネルの展示・パンフレットの配架やマリーゴールドの苗の配布、認知症に関するDVDの上映、認知症の相談先・イメージについてのアンケートを実施し普及啓発に努めた。また松戸市立図書館で9月のテーマ展示を行い、認知症に係る資料を展示した。

- オレンジガーデニングプロジェクト

本プロジェクトは、地域で認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を植え、認知症に

なっても暮らしやすいまちづくりを目指す周知活動である。

この主旨に沿って、基幹型包括がマリーゴールドの花を調達し、財産活用課とも連携し市役所本館玄関前の花壇を、オレンジリングを模したデザインとした。種子袋や苗については各地域包括にも配布し、普及啓発の実施協力を促した。

## (8) 生活支援体制整備事業

- ① 第1層（市全域）の生活支援コーディネーターは基幹型包括を所管する地域包括ケア推進課に配置し、第2層（日常生活圏域）の生活支援コーディネーターと連携しながら、地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を進める。

<取組>

第2層の生活支援コーディネーターはまつどNPO協議会に委託し、3人の生活支援コーディネーターが1人あたり5地区ずつ担当することで、市内15地区の地域活動の中心となる役割を担った。

各地区での地域活動の内容については、基幹型包括の生活支援体制整備事業担当が第2層の生活支援コーディネーターと適宜打合せを行った。打ち合わせにおいて、各地区の活動の進捗状況や今後の方針を話し合い、重層的支援体制整備事業の一部として、高齢者に限らない事業実施を推進できるよう、まつどNPO協議会と実施方針を共有した。

- ② 地域住民との協議や活動の場、「高齢者支援連絡会」など、住民主体の取り組みに対して必要時支援を行う。

<地域住民との協議や活動の場 取組>

地域住民主体の取組については、各地区において主に第2層の生活支援コーディネーターが中心となって開催した。第1層として基幹型包括の地区担当は、随時進捗や方向性の確認、庁内外の組織との連携を行い、当日の活動にも参加するなどの支援を行った。

各地区では「地域づくり交流会」として、1年間の取組内容の振り返りや、より多くの地域住民が関わることのできる地域活動を年に1回以上開催した。

この交流会での取組内容を市内全体で共有し、地区ごとの特性を活かした種々の取組を今後の地域活動に活用することを目的として「地域づくり報告会」を開催した。

上記の交流会及び報告会は第2層が中心となって開催し、第1層は事前・事後の打合せや会場準備、当日の運営等の支援を行った。

○地域づくり交流会 各地区にて16回開催

○地域づくり報告会

実施日時 令和5年3月16日（木） 15時30分～18時

ゲスト 慶応義塾大学大学院 教授、認知症未来共創ハブ 代表 堀田 聡子氏

<高齢者支援連絡会 取組>

市内9か所に設置されている高齢者支援連絡会において、各地域の特性に合わせた見守り活動を実施した。

高齢者支援連絡会の交流会は書面による開催になったものの、各地区の課題や活動の共有、意

識の向上を図るため、冊子を作成した。

## (9) 松戸市指定事業

- ① 地域包括が行う、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務、介護予防普及啓発事業について、円滑に事業を展開できるよう後方支援を行う

<取組>

地域包括が行う介護予防普及啓発事業については、実施内容について随時協議するとともに、他の地域包括の好事例の共有を図りながら、地域特性に応じて、より自立支援や知識の普及啓発につながる取組を推進した。

感染対策としてオンラインの活用も推進し、多様な形で地域の高齢者が参加できる体制整備を進めた。

- ② 保健福祉サービス等の一覧表を整備し、地域包括がサービスを広く周知できるよう支援する。また、地域包括へ相談受付マニュアルを配布し、相談者への案内を円滑に行うことが出来るよう支援する。

<取組>

介護給付以外の相談受付マニュアルを作成するため、各関係機関に対して情報収集し、改訂を行った。地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布し、マニュアルの活用を促した。

- ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等へ出席し、必要な助言等を行う。

<取組>

令和4年度の運営推進会議に基幹型包括の地区担当が書面会議含め46回出席した。

- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について、地域包括や居宅介護支援事業所において適切に利用できるよう、マニュアルの整備を行う。また、総合事業に関する特定業務等を行う。

<取組>

法制度の改正、国より示されたガイドラインに基づき、介護予防ケアマネジメント実務マニュアルの整備を進め、適切なサービス利用となるよう、周知を図った。

令和4年度の総合事業の特定業務については、371件（前年度250件）の事業対象者の特定を行った。